

上越市浦川原手をつなぐ育成会 会則

上越市浦川原手をつなぐ育成会

施行年月日 平成元年(1989年) 12月24日 施行
平成30年(2018年) 5月30日 改定

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は主に知的障がい児「者」を始めその他の障がい児「者」(以降『障がい児「者」』という)の福祉の増進を図る為に会員相互の連絡協力のもとに、相談・指導にあたりると共に社会の理解と社会参加を啓発し、差別を無くすることを目的として次の事業を行う。
- (1) 障がい児「者」の人権確立の為に社会啓発
 - (2) 障がい児「者」の差別を無くする活動
 - (3) 障がい児「者」の教育施設及び社会福祉事業施設の設置拡充の推進
 - (4) 障がい児「者」の生活指導及び職業補導の推進
 - (5) 障がい児「者」の保護者の相互連絡及び研修
 - (6) 会報等情報誌の発刊
 - (7) 関係機関などとの連絡提携を図る
 - (8) その他この会の目的達成の為に必要な行事及び事業を行う

(名称)

- 第2条 本会の名称は「上越市浦川原手をつなぐ育成会」と称し、略称を「浦川原育成会」と称する。

(事務所)

- 第3条 この上越市浦川原手をつなぐ育成会（以降育成会）の事務所を上越市浦川原区虫川818番地特定非営利活動法人大杉の里に置く。

第2章 会 計

(収入)

- 第4条 育成会の経費は次の各号により構成される。
- 1) 会費
 - 2) 寄付金
 - 3) 補助金
 - 4) 事業に伴う収入
 - 5) その他の収入

(特別会計)

- 第5条 育成会は特別会計を設ける事が出来る。

(予算及び事業計画)

- 第6条 育成会予算及び事業計画は毎会計年度開始前に、役員会に於いて協議し、総会の議決を得て決定する。

(決算)

- 第7条 (1) 育成会の事業報告書、収支決算書は毎会計年度終了後2ヶ月以内に役員会に於いて協議し、監査を経て総会に報告、承認を得るものとする。
- (2) 会計決算時に剰余金を生じた場合は、総会の議決を経て、その一部あるいは全部を特別会計に編入又は次会計年度へ繰り越すものとする。

(会計年度)

- 第8条 育成会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第3章 会 員

(会員及び賛助会員)

- 第9条 会員とは第1条「目的」の趣旨に賛同し入会した者をいう。会員は自動的に上越市浦川原手をつなぐ育成会正会員となる。また、賛助会員とは同第1条の趣旨に賛同し協力する者をいう。

(入会)

- 第10条 会員に入会又は賛同される方は、育成会所定の入会申込書を提出して、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

- 第11条 会費は正会員一口10,000円、賛助会員は一口2,000円とする。但し、会員の申出により、特別の事情があると役員会で認められた場合は会費の一部又は全部を免除する事が出来る。

(退会)

- 第12条 会員は次の場合に於いては退会したものとする。
- (1) 会員より申出があり役員会で承認した者
 - (2) 役員会に於いて除名された者
 - (3) 死亡した者

(除名)

- 第13条 会員及び賛助会員で上越市浦川原手をつなぐ育成会の名誉を汚し、又は目的趣旨に支障をきたすような言動発言などをした者は役員会に於いて協議し、除名することが出来る。尚、会員への報告は総会時に行う。

第4章 役員

(役員定数及び選任)

第14条 育成会には次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 2名 |
| (4) 幹事(会計兼職) | 1名 |
| (5) 監査 | 1名 |

(任期)

第15条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
役員は役員会で推薦し、総会に於いて承認する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は次の通りとし、必要に応じて兼務を妨げない。

- (1) 会長は本会の代表として会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が会務に従事出来ない時は会長に代わり会務を代行する。
- (3) 幹事は会計の責任者とする。
- (4) 監査は会計・行事实行などの監査にあたる。

第5章 実行委員会

(実行委員会設置)

第17条 育成会は必要に応じて実行委員会を設置し、育成会の目的を円滑に行う。
実行委員会の設置は役員会に於いて協議し決定する。

第6章 会議

(会議の種類)

第18条 育成会の会議は定期総会、臨時総会、役員会、実行委員会の4種とする。

(会議の開催)

第19条 (1) 役員会、臨時総会は必要時応じ随時開催する。
(2) 会員をもって開催する総会は定期総会と臨時総会に分け、定期総会は毎年4月から6月までに開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

- (3) 実行委員会は行事・イベント等特別な場合、必要に応じて設置・開催する。

(会議の招集)

- 第20条 会議の招集は必要に応じ会長が召集する。
役員の過半数の出席がなければ会議を開催することはできない。
尚、総会の場合は委任状をもって過半数に達した時は開催する。

(議決)

- 第21条 出席者の過半数をもって賛拒同数の場合は議長の決定に従う。

第7章 附 則

(本会則の施行及び改訂)

- 第22条 会則の施行は1989年12月24日より施行する。
- 1 この会則の第11条を1991年4月21日改正
 - 2 この会則の第1条、第2条、第3条を1998年4月改正
 - 3 この会則の第3条を2000年7月改正
 - 4 この会則の第6条、第7条(1)、第15条、第16条(2)、第19条(2)を2002年6月改正
 - 5 この会則の第11条を2005年6月改正
 - 6 この会則の一部改正は2007年7月より施行する。
 - 7 この会則の一部改正は2012年7月より施行する。
 - 8 2018年4月8日上越市手をつなぐ育成会解散により2018年5月30日全面改正を行い6月より施行する。